

越前市地域自治振興事業交付金算定基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越前市地域自治振興条例施行規則（平成17年越前市規則第5号。以下「規則」という。）第10条に規定する地域自治振興事業交付金（以下「交付金」という。）の算定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区町内数及び地区面積 別表第1の左欄に掲げる地区ごとに同表の中欄に掲げる地区町内数及び右欄に掲げる地区面積をいう。
- (2) 地区人口 地区における毎年2月1日現在の人口（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項に規定する本市の住民基本台帳に記録されている個人の数と外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条の規定により本市の外国人登録原票に登録されている外国人の数の合計数）をいう。
- (3) 市人口 市における毎年2月1日現在の人口（住民基本台帳法第6条第1項に規定する本市の住民基本台帳に記録されている個人の数と外国人登録法第4条の規定により本市の外国人登録原票に登録されている外国人の数の合計数）をいう。

(地域自治振興事業)

第3条 規則第5条第1項第1号に規定する基礎事業は、別表第2による。

2 規則第5条第1項第2号に規定する協働事業は、別表第3による。

3 規則第5条第1項第3号に規定する特別事業は、別表第4による。

(交付金の算出基準)

第4条 規則第12条第2項に規定する交付金限度額の算定基準は、次の各号による。

- (1) 基礎事業交付金の額は、別表2に掲げるそれぞれの事業単位に算出した額（1,000円未満の端数は切り捨て）の合算額とする。

(2) 協働事業交付金の額は、規則第10条第3項に規定する予算額から前号と次号で規定する額の合算額を減じた額を総額とし、次の各規定により算出した額の合算額とする。この場合において、算出した額の合算額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

ア 均等割額 協働事業交付金の総額の30パーセントを地区数で除して得た金額

イ 人口割額 協働事業交付金の総額の60パーセントを市人口で除して得た額に、当該地区人口を乗じて得た額

ウ 面積割額 協働事業交付金の総額の10パーセントを別表第1に規定する地区面積の合計で除して得た額に、当該地区面積を乗じて得た額

(3) 特別事業交付金の額は、交付金の総額（規則第14条第2項の規定により交付年度を変更して交付することとした額を除く。）の5パーセント以下の額（1,000円未満の端数は切り捨て）とする。

（特別事業審査会）

第5条 市長は、規則第5条第1項第3号に規定する特別事業の内容について審査するため、特別事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、7人以内の者で構成し、市長が任命し、又は委嘱する。

3 審査会は、別に定める審査基準に基づき、交付申請書等記載の内容について審査し、特別事業交付額を決定する。

4 審査会は、事業実績報告書の内容を評価し、実績報告を公開するものとする。

（交付限度額）

第6条 市長は、第4条第1項第1号及び第2号の各号において算出された額の合算額（基礎事業交付金と協働事業交付金限度額）と第3号において算出した額（特別事業交付金限度額）をそれぞれ限度とし、当該限度額を合算した額の範囲内において交付金を交付する。この場合において、限度額を合算した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（繰越金の対応）

第7条 規則第6条第2項のただし書の規定による繰越をしたときは、当該繰越

金相当額を、規則第10条第2項に規定する事業費総額から除外する

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

地 区	地区町内数	地区面積 (平方キロメ - トル)
東地区	2 0	2 . 0 0
西地区	2 5	2 . 6 8
南地区	2 4	3 . 5 7
神山地区	6	9 . 8 5
吉野地区	1 0	7 . 8 8
国高地区	1 9	7 . 8 1
大虫地区	1 5	1 3 . 7 4
坂口地区	6	1 4 . 6 4
王子保地区	1 5	2 7 . 4 3
北日野地区	1 7	1 4 . 2 9
北新庄地区	7	6 . 8 6
味真野地区	2 1	3 5 . 8 8
白山地区	2 4	3 8 . 7 0
栗田部地区	8	2 . 9 9
岡本地区	1 4	1 4 . 0 7
南中山地区	1 2	7 . 1 6
服間地区	2 2	2 1 . 2 1
合 計	2 6 5	2 3 0 . 7 6

別表第2（第3条、第4条関係）

事業名	事業内容	算出方法（1地区当たり）
基礎事業	地区自治振興会事業 (1) 総会及び理事会の開催 (2) 振興会の運営	1,500,000円
	市自治連合会の事務局事業	$4,700,000円 \times 地区人口 \div 市人口$
	一般防犯灯電気料金補助	平成22年4月分の電気料金（自治振興会、区長その他の自治組織が管理している一般防犯灯（定額灯・契約番号050）に係る電気料金に限る。） $\times 12 \div 2$
	狭隘除雪A路線 市認定委員会が、市が除雪する1～4次路線に準じ公共性が高いと認めた市道（幅員4.5m未満3.0m以上）	狭隘除雪A路線で、自治振興会が市の認めた業者と市の除雪出動に連動して除雪を行うよう契約し、除雪確認を行った道路延長（m） $\times 22円 \times 市が実施した当該地区の除雪回数 \times 積雪量による加算係数$
	狭隘除雪B路線 狭隘除雪A路線以外で市認定委員会が認めた、自治振興会、町内会等が責任を持って除雪する市道（幅員4.5m未満2.0m以上）	狭隘除雪B路線で、自治振興会又は町内会等が除雪及び除雪確認を行った道路延長（m） $\times 22円 \times 市が実施した当該地区の除雪回数 \times 積雪量による加算係数$

別表第3（第3条関係）

区 分	対 象 と な る 事 業
協働事業	(1) 地域の課題を解決するために市と協働して取り組む事業 (2) 地区がこれまで実施してきた事業で地域自治振興の目的に沿った事業 (3) 地区住民のふれあいを目的とした創意と工夫によるソフト事業 (4) 地区の創意と工夫による拠点整備事業 (5) 地区の伝統と歴史を受け継ぐための事業 (6) 市全域を対象とした行事に地区が参加する事業

別表第4（第3条関係）

区 分	対 象 と な る 事 業
特別事業	(1) 地域の特性を生かす整備事業 (2) 地域の特性を生かす記念事業 (3) 緊急事態に対処する事業